

担当課：総務事務厚生課
調達班
内 線：2523
直 通：092-643-3092
担 当：富松、永田

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置物品業者：

- ①住所 大分県大分市西大道二丁目3番8号
商号又は名称 (株) アステム
- ②住所 福岡県福岡市博多区山王2-3-5
商号又は名称 株式会社 翔薬
- ③住所 福岡県福岡市東区箱崎ふ頭3丁目4-46
商号又は名称 九州東邦株式会社
- ④住所 熊本県熊本市中央区九品寺6丁目2番35号
商号又は名称 富田薬品株式会社
- ⑤住所 福岡県福岡市東区香椎浜ふ頭2丁目5-1
商号又は名称 (株) アトル
- ⑥住所 東京都千代田区内神田一丁目12番1号
商号又は名称 アルフレッサ株式会社

2 指名停止の期間：

- ・上記1①～⑤は令和5年3月30日から令和5年9月29日まで(6箇月間)
 - ・上記1⑥は令和5年3月30日から令和6年3月29日まで(12箇月間)
- (※) 上記1①～⑥は、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されている。
- (※) 上記1⑥については、前回指名停止の期間満了後3箇年を経過するまでの間に、再度指名停止の措置要件に該当したため、同要綱第5条第2項により指名停止期間を2倍とする。

3 事実概要：

公正取引委員会は、独立行政法人国立病院機構(以下「NHO」という。)が発注する本件医薬品の入札参加業者らに対し、令和5年3月24日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

本件は、NHOが発注する本件医薬品の入札参加業者ら6社が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたものである。

4 指名停止の理由：

上記の事実は、「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱」別表その2第5号に定める措置要件に該当する。

【指名停止等措置要綱 別表その2第5号該当】

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 福岡県内において、他の公共機関の職員が締結した物品購入等の契約に係る業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 12箇月以上18箇月以内